

令和2年第5回野洲市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年3月18日
開会時刻13時37分
閉会時刻15時43分
- 場 所 人権センター2階 じんけん交流研修室
- 出席委員
教育長 西村 健
委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴
委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子
- 説明員
教育部長 杉本 源造
教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男
教育部次長 川端 美香
教育部次長（学校教育担当） 渡邊 美喜子（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当） 田中 源吾
教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）
学校給食センター所長 遠藤 美穂子
こども課長 井狩 昭彦
学校教育課主席参事 小池 秀明
学校教育課参事 井関 保彦
野洲市ふれあい教育相談センター所長 田中 達男
生涯学習スポーツ課長 田中 明美
スポーツ施設管理室長 水野 哲平
野洲市文化ホール館長 小山 茂
野洲図書館長 宇都宮 香子
歴史民俗博物館副館長 角 建一
教育総務課長（事務局） 中塚 誠治
教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和 2 年第 5 回野洲市教育委員会定例会

令和 2 年 3 月 18 日

【西村教育長】 お待ちいただいて申し訳ございません。それでは、遅くなりましたが、これより令和 2 年第 5 回野洲市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席委員は全員ですので、会議は成立ということでございます。

次に、日程第 1、会期の決定についてですが、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

次に、日程第 2、令和 2 年第 2 回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和 2 年第 2 回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど荒川委員と瀬古委員にご署名をお願いします。

次に、日程第 3、令和 2 年第 5 回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員についてですが、議事録署名委員は、会議規則第 19 条第 2 項の規定により、荒川委員と立入委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第 4、教育長事務報告に移ります。私より報告させていただきます。

別紙をご覧ください。2 月 14 日から昨日 17 日までの報告を行います。

まず、2 月 15 日をご覧ください。土曜日、さざなみ会野洲支部総会というのがあります。さざなみ会というのは県内の校長の OB です。小中学校の校長の会なのですが、野洲在住の OB、OG の方の総会がありまして、30 名ほどですが、毎年、年 1 回総会を開いています。総会では、現役の校長先生方に来ていただきまして、渡邊次長から各学校の取組みをお話しいただいて、その後懇親会をもっています。一番上の方で 94 歳ぐらいの方がおられます。

2 月 17 日、いじめ問題対策連絡協議会というのがありました。これは主催は市長が行いまして、少年センター、守山警察、家庭児童相談室、あるいは関係課が集まりまして、いじめ問題について年 2 回定期的に連絡協議会というのを開催しています。そこで最近の子どもたちの状況であるとか、こういう傾向であるとかというのを協議しながら、いじめ防止に向けた連絡を行っている、そういう組織でございます。

それから、2 月 20 日、最後のほうに三上会というのがあります。これは市内の 3 中学校の校長先生、教頭先生と教育委員会事務局、それから県立高校、野洲高校と野洲養護学校の管理職の先生方の交流会というか、いろんな情報交換をして市内の高校、県立学校とのつなぎ、そういうのを進めるために、年間二、三回行っているものでございます。

それから 2 月 21 日、地域教育協議会というのがあります。これは生涯学習課が所管しています各コミセンで地域子ども教室というのをいろいろ行っています。料理

教室であるとか、囲碁・将棋、それからお花や自然観察などいろいろな取組みをそれぞれのコミセンで地域の方に教えていただいて、小学生が主に参加しているものです。年 2 回協議会を開いて方向性あるいは総括をするという会議でございます。これはいろいろやりたいと思っているのですが、指導者側、地域の方、関わっていただいている方の高齢化といますか、若い方がなかなか入ってきていただけないという部分で少し課題があります。これは県の補助事業と市の単独の事業と両方合わせていろいろな取組みを行っております。

それから 2 月 26 日、中主中学校の 3 年生がこの町大好きプロジェクトだったと思います。そこで市長に来ていただいて、野洲市をどんな町にしたいか、どういうふうに市をつくってきたのかという話を聞いています。あと、福祉とか教育とかいろいろな部分の専門家に来ていただいて、ふるさと野洲の現状認識やどんな町にしていきたいかを勉強する、そういう報告です。四、五人の班で一つのレポートや大きな模造紙大の表を作って、それを代表 10 名ほどが市長に報告に来ています。

次に裏側をお願いします。3 月 4、5、6 と 9、10 日に市議会の本会議が朝からありましたので私は動けなかったのですが、次の週の月・火と学校が子どもたちの「預かり」を行っておりますので、その受け入れ状況を見に回りました。行ったのが昼からでしたので、子どもたちの自習を先生方が監督されていまして。低学年は 4 割近い子どもたち、39% ぐらいですか、結構たくさん来ていたのでよかったのですが、高学年になりますと 20% ぐらいですので、例えば野洲小学校ですと 4 クラスを 2 クラスぐらいに入れて机を離して子どもたちが勉強をしていました。また、時々学年を決めて体育館で遊んだりもされていまして。

今朝は祇王小学校に行ってきました、朝一から子どもたちの受け入れ、朝は保護者さんが学校へ送って来られるのですが、そこで健康観察カードという市教委が作ったカードがあるのですが、朝熱を測ってそこに記入したのを見て、学校側が名前を一人一人チェックして、保護者さんと少し言葉を交わして引き受けると。子どもたちは教室へ行って自習するという受け入れを見てきました。ある程度日が経っていますので、非常にスムーズに行われているようでした。

今日は臨時で新型肺炎の対応の校長会とか何回か開いております。

以上です。何かご質問ございますか。

よろしいですか。ないようですので、次に日程第 5、付議事項(1)、議案に移ります。

まず番号が前後しますが、別紙の追加議案第 29 号というのをご覧いただけたらと思います。令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見についてを審議いただき、続いて議案第 13 号を審議いただきたいと思います。

それでは、議案第 29 号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第 14 号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、別紙追加議案の1ページをお願いいたします。議案第29号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第14号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について、意見を提出するものでございます。

提出理由にありますように、令和元年度野洲市一般会計補正予算のうち、教育費予算の総額から454万8,000円を減額し、教育費予算の総額を36億3,283万7,000円とするものです。

2ページ目をお願いいたします。

本補正につきましては、2、補正概要の歳入の二つ目及び歳出の最後の項目にありますように、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の内示を受けて、歳入歳出予算をそれぞれ補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。3、歳入歳出補正のうち歳入では、14、国庫支出金で公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の小学校分で2,878万9,000円、中学校分で1,210万1,000円をそれぞれ減額、21市債では、小学校施設整備事業債で2,420万円、中学校施設整備事業債で1,030万円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出ですが、10、教育費の2、小学校費及び3中学校費の校内通信ネットワーク整備事業委託を、小学校管理運営費で364万4,000円、中学校管理費で90万4,000円の合計454万8,000円の減額となります。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第29号について、ご質問等ございませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第29号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第14号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第29号は可決されました。

次に、議案第13号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第13号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見につきまして。

本件につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について、意見を提出するものでございます。

提出理由にありますように、今回の補正では、令和元年度一般会計教育費予算のうち、小学校費で 1 事業、中学校費 2 事業について、令和 2 年度へ繰越明許を行うものでございます。

2 ページをお願いいたします。

1、繰越明許費設定のうち、10、教育費、2、小学校費の校内ネットワーク整備事業で 1 億 1,434 万 8,000 円、3 の中学校費の校内ネットワーク整備事業で 4,835 万円、野洲北中学校教職員用駐車場造成事業で 1,439 万 2,000 円をそれぞれ繰り越すものでございます。

議案書の 4 ページをお願いいたします。

ちょっと資料の訂正をお願いしたいのですが、繰越明許事業一覧の教育費のうち、小学校費及び中学校費の校内通信ネットワーク整備事業の事業費の欄、左側でございますが、いずれも右隣の翌年度繰越額と同額ですので、小学校費の 1 億 1,776 万 2,000 円を 1 億 1,434 万 8,000 円に、117762 を 114348 に訂正をお願いしたいと思います。

また、中学校費の欄も同様でございます、事業費の欄が繰越欄と同額となりますので、48350 に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、繰越理由といたしましては、小学校管理運営費及び中学校管理運営費の校内ネットワーク整備事業につきましては、今般の国の補正予算を受け、交付金事業として 2 月補正予算に計上したところですが、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

また、中学校施設整備費の野洲北中学校の教職員用駐車場造成事業につきましては、施工現場の地盤調査により、地耐力の不足が判明し、土質・配合試験及び安定処理工に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 13 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 野洲北中学校の教職員用駐車場造成事業の繰り越しですが、理由が、必要な地耐が不足していたため、年度内完了が困難だということですが、この地盤調査をいつ実施したのかということと、この事業の設計段階において地耐力の検討は基本的なことだと思います。なぜその調査を実施していなかったのかと思います。そのあたりどうでしょうか。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育総務課の中塚です。

野洲北中学校の駐車場造成事業については、設計委託はございませんで直営の設計になってございます。これまでの道路河川課での職務経験上、田んぼの中の擁壁等を入れる場合に、現状の田んぼが 2 年程耕作もしておりませんでしたので、地盤的には問題ないだろうということで、設計委託もせずに直営で CAD などを引っ張って設計を進めておりました。

た。この土質配合試験については、請負会社が決まってから念のためということで実施し、試掘をさせていただいた結果、かなり地下水が高く、実際、バックホー等が入っていると傾くぐらいかなり柔らかいということだったので、土質配合の結果、改良材について適切な量を添加して、その上で埋め戻ししないと擁壁等の設置も進まないということで、日数的に1ヶ月程度延長させていただくことになりました。

時期的に用地買収が終わりましたのが10月頃でしたので、それからすぐ起工させていただいて、請負会社が決まったのが12月になってからです。それから順調に進んだら3月いっぱい頃には終わるだろうということで進めていたのですが、土壌がかなり悪かったということで1ヶ月ちょっと延期させていただこうと、このような経過です。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 経過としてはそうだろうと思いますが、造成事業ですから地盤の地耐力がどうかというのは、時間がない中で、直営の設計であったとしても、その時点でしっかり調査をして、年度内に完了できるかどうかの見極めをした上で発注すべきではなかったかと私は思います。意見として申し上げておきます。

【西村教育長】 それでは了解をお願いします。

それでは、ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第13号、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第15号）のうち教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の解嘱について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

それでは、議案書5ページをお願いいたします。議案第14号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の解嘱について。

本議案につきましては、本委員会の出口由美子委員から令和2年3月31日付、辞任届が提出されたため、提出するものでございます。

6ページをお願いいたします。

現委員3名のうち、1号委員の出口由美子委員を令和2年3月31日付解嘱とします。

なお、委員の任期につきましては、令和元年5月1日から令和3年3月31日まででございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第14号について、ご質問等

ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 14 号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 14 号は可決されました。

次に、議案第 15 号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

議案書 7 ページ、議案第 15 号野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命について。

本議案につきましては、議案第 14 号でお認めいただきました出口由美子委員の解嘱に伴い、後任委員の任命を要することから提出するものでございます。

8 ページをお願いいたします。1 号委員といたしまして、市内中学校の校長経験者であります三村益夫氏を任命するものです。

なお、委員の任期は前委員の残任期間である令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなります。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 15 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 15 号、野洲市教育委員会事務評価委員会委員の任命について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 15 号は可決されました。

次に、議案第 16 号、野洲市立学校耳鼻科医の解嘱について、事務局より説明をお願いします。

渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 議案第 16 号、野洲市立学校耳鼻科医の解嘱について説明申し上げます。

議案関係資料 13 ページも併せてご覧ください。野洲小学校耳鼻科医として次の者を解嘱することについて議決を求めるものです。

議案書 11 ページをご覧ください。学校耳鼻科医として中西豊先生に市内小中学校 9 校全てを担当していただいていたが、9 校全てを担当するのは負担が大きいので、中主小学校、北野小学校、中主中学校、野洲北中学校の 4 校について辞退の申し出があったので解嘱するものです。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 16 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 16 号、野洲市立学校耳鼻科医の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 16 号は可決されました。

次に、議案第 17 号、野洲市立学校耳鼻科医の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

渡邊次長 お願いします。

【渡邊教育部次長】 議案第 17 号、野洲市立学校耳鼻科医の委嘱についてご説明申し上げます。

野洲小学校耳鼻科医として岡本康太郎先生を委嘱することを議決するものです。令和 2 年 3 月末で中西豊校医より辞退の申出があった中主小学校、北野小学校、中主中学校、野洲北中学校の 4 校分について、令和 2 年 4 月 1 日付で委嘱するものです。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局から説明がありました議案第 17 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 17 号、野洲市立学校耳鼻科医の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第 17 号は可決されました。

次に、議案第 18 号、野洲市永原御殿跡調査委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 それでは、議案第 18 号、野洲市永原御殿跡調査委員会委員の委嘱について説明申し上げます。

議案書 15 ページ、議案書関係資料は 4 ページでございます。

野洲市永原御殿跡調査委員会委員として次のものを委嘱することについて議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、現行委員が令和 2 年 3 月 31 日任期満了となることから、継続並びに新規委員を委嘱するものでございます。

16 ページに、8 名の委員名簿を付けさせていただいております。

なお、任期につきましては令和 2 年 4 月 1 から令和 5 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 18 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 18 号、野洲市永原御殿跡調査委員会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 18 号は可決されました。

次に、議案第 19 号、野洲市永原御殿跡保存活用策定委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財の進藤でございます。

議案第 19 号、野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱についてでございます。永原御殿跡保存活用策定委員会委員として 18 ページにございます委員の方々、8 名を委嘱するものでございます。

提案理由としましては、永原御殿跡保存整備事業において、永原御殿跡保存活用計画を策定するために委員を委嘱するものでございます。

委員の任期につきましては、計画策定が終了するまでの期間ということにしております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 19 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 19 号、野洲市永原御殿跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 19 号は可決されました。

次に、議案第 20 号、野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、事務局より説明をお願いします。

中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 議案第 20 号、野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、提案をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から今申し上げた条例の設定について意見を求められたので、議案を提出させていただきます。

提出理由としては、地方自治法の改正によって、条例において地方公共団体の長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意かつ重大

な過失がないときは、損害責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることができることとされたことから、野洲市長と今回は教育長、教育委員さん、教育委員会事務局の職員も含むのですが、損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するものでございます。

議案書関係資料の 6 ページを参照願います。概要資料になってございます。

趣旨は一番上に書いているのですが、先ほど申し上げましたように、これまでの行政訴訟等で損害賠償額が多額に上るということで、それぞれの職責で思い切ったことがしにくくなるということで、損害賠償額を一定歯止めをかけるという趣旨から、この立法措置がなされたように伺っております。

具体的には、対象職員で例えば教育長さんでしたら 2 番の対象職員の 2 号、教育長、教育委員会委員ということで、乗数が 4 となってございます。これについては、基準給与年額に掛ける 4 倍までが損害賠償額の上限と定めてございます。

例えば、年収、基準年額が 500 万円ということであれば、4 倍の 2,000 万円までしか責任は及ばない、こういうふうな形で条例のほうが改正されます。教育長、教育委員さんについては 4 倍、それからその他、教育委員会の職員については、乗数は 1 です。基準年額、具体的には年収から扶養手当、住居手当、通勤手当等は除外されるので 3 番のほうに明記させていただいております。

施工日は令和 2 年 4 月 1 日からになってございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 20 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 20 号、野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 20 号は可決されました。

次に、議案第 21 号、野洲市立学校体育施設開放管理指導員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

議案第 21 号、野洲市立学校体育施設開放管理指導員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。

野洲市立学校体育施設開放管理指導員につきましては、現在 9 名の方をお願いしておりますが、この任期が令和 2 年 3 月末をもって満了いたしますことから、4 月 1 日以降の方につきましては、1 年の任期で委嘱しようとするものでございます。

名簿につきましては 22 ページにございます。ご覧ください。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 21 号についてご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 21 号、野洲市立学校体育施設開放管理指導員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 21 号は可決されました。

次に、議案第 22 号、野洲市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

次に、議案第 22 号 野洲市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。

野洲市スポーツ推進委員の任期 2 年が令和 2 年 3 月 31 日に満了いたしますことから、次の任期であります令和 2 年、来年度の委員を委嘱しようとするものでございます。

委員の名簿につきましては、24 ページにございます。24 人の方に委嘱を考えております。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 22 号について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 議案に反対するものではありませんが、質問しておきます。今説明があったように、任期は 2 年で再任もできると。再任は永久に可能だということですか。38 年も続けておられる方がおられますが、これは本人の意思さえあればいつまでもということでしょうか。確認のために質問しておきます。

【西村教育長】 田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

スポーツ推進委員さんにつきましては年齢制限等は特に設けてはおりません。こちらの方につきましては、兵主学区の体育振興会からご推薦いただいている方になっておりまして、ご推薦がありましてご本人さんの承諾書も付いておりましたので、継続してお願いしたいということで上げさせていただいております。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

はい。ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。それでは、これより採決に移ります。

議案第 22 号、野洲市スポーツ推進委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 21 号は可決されました。次に、議案第 23 号、第 3 次野洲市子どもの読書活動推進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

田中課長、お願いします。

【田中生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、田中です。

議案第 23 号、第 3 次野洲市子どもの読書活動推進計画の策定について、ご説明させていただきます。

議案関係資料 10 ページからになります。こちらのほうも併せてご覧いただければと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条の規定に基づき、第 3 次野洲市子どもの読書活動推進計画の策定について、ご提出させていただくものでございます。

本計画につきましては、10 月、11 月の昨年の定例会でご協議いただきまして、先月も総合教育会議でもご協議いただいたところでございます。本日、策定について議案として提出させていただくものです。

なお、パブリックコメントは 2 月 1 日から 21 日、21 日間で実施させていただきましたが、提出された意見はございませんでしたので、併せてご報告させていただきます。

意見等ございませんでしたので、先日の総合教育会議でご説明させていただきました内容で、議案として提出させていただいております。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 23 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 23 号、第 3 次野洲市子どもの読書活動推進計画の策定について、賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 23 号は可決されました。

次に、議案第 24 号、野洲市立幼稚園評議員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

議案第 24 号、野洲市立幼稚園評議員の委嘱について、ご説明を申し上げます。

議案書 27 ページ、28 ページでございます。議案書関係資料につきましては、28 ページから 29 ページとなります。

議案書 27 ページをご覧ください。野洲市立幼稚園評議員といたしまして 19 名全員の方が来る令和 2 年 3 月 31 日をもって任期を満了いたしますことから、次のページでございま

すが、本名簿のとおり、新たな方7名、再任の方12名を委嘱することについて議決を求めるものでございます。

なお、委嘱につきましては、議案書関係資料28ページの野洲市立幼稚園評議員規則第3条及び第4条の規定によりまして、各園長からの推薦を経て令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間を委嘱するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第24号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第24号 野洲市立幼稚園評議員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号、野洲市立幼稚園医の解嘱について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

議案第25号、野洲市立幼稚園医の解嘱について、ご説明を申し上げます。議案書29ページから30ページ、議案書関係資料30ページとなります。

議案書29ページをご覧ください。

野洲市立幼稚園医といたしまして、次のページを一覧表に記載しております、ゆきはた幼稚園の園医の五十嵐知之先生が本年3月31日をもって退任の申し出がございましたことから解任することについて議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第25号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。それでは、これより採決に移ります。

議案第25号、野洲市立幼稚園医の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号、野洲市立幼稚園医の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩こども課長】 こども課の井狩でございます。

議案第26号、野洲市立幼稚園医の委嘱について、ご説明を申し上げます。議案書31ページ、32ページでございます。議案書関係資料につきましては、30ページとなっております。

議案書31ページをご覧ください。

野洲市立幼稚園医といたしまして、ゆきはた幼稚園の園医の五十嵐知之先生の解嘱に伴いまして、議案書関係資料の 30 ページ、学校保健安全法第 23 条の規定によりまして、後任に衛藤信之先生を本年 4 月 1 日から委嘱することについて議決を求めるものです。

なお、一覧表につきましては、議案書の 32 ページ記載のとおりでございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 26 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 26 号、野洲市立幼稚園医の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 26 号は可決されました。

次に、議案第 27 号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

田中所長、お願いします。

【田中ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センターの田中です。

野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。議案書は 33 ページをご覧ください。

改正理由としましては、学校長から支援の依頼があった学校に行けない、また行きにくい深刻な状態の児童及び生徒並びその保護者を対象に学校復帰、社会的自立につなげるため、不登校児童生徒の家庭を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施するにあたり所要の改正を行うものです。

内容は、ふれあい教育相談センターの所掌事務を規定する規則第 5 条第 3 号中の文言を議案書 34 ページにありますように改正するものです。改正後の規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

具体的には議案書関係資料 31 ページをご覧ください。現行の規則第 3 号で不登校児童等に対する適応指導教室及びその保護者に対する相談に関することと規定しているところを、不登校児童等に対する適応指導教室又は、家庭訪問型学習支援並びにその保護者に対する相談に関することとするものです。

以上、ご説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 27 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 27 号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 27 号は可決されました。

次に、お手元に追加で配布させていただきました議案第 30 号、野洲市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご審議賜りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 文化財保護課の進藤でございます。

それでは、議案第 30 号、別紙をご覧ください。野洲市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、野洲市文化財保護条例第 12 条に基づき野洲市文化財保護審議会委員として、次のものを委嘱することについて議決を求めるものでございます。

提出理由としましては、令和 2 年 3 月 31 日をもちまして現在の任期が満了となるため、続きまして裏面のこの 5 名の方々を令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間任期で委嘱をするものです。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第 30 号について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 30 号、野洲市文化財保護審議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

【西村教育長】 はい、挙手全員であります。よって、議案第 30 号は可決されました。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

先ほどご説明を申し上げました議案第 13 号の中で再度の訂正をお願いしたいと思っておりますので、大変申し訳ありませんが、議案書の 2 ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費設定の中で、教育費の小学校費、校内通信ネットワーク整備事業費の数字でございますが、114348、1 億 1,434 万 8,000 円となっておりますが、これは誤りでございまして、1 億 1,411 万 8,000 円、114118 と訂正をお願いしたいと思います。

そして、その下の段でございますが、同じく中学校費の校内通信ネットワーク整備事業費の額ですが、48350 となっておりますが、48773、4,877 万 3,000 円にご訂正をお願いいたします。

そして、4 ページでございますが、併せまして事業費等翌年度繰越額の欄も同様に誤りでございました。小学校費のほうが先ほど 114348 と申し上げましたが、事業費、繰越額ともに、114118、1 億 1,411 万 8,000 円に、その下の欄、中学校費の事業費と翌年度繰越額でございますが、先ほど 48350 と申し上げましたが、事業費、繰越額ともに 48773、4,877 万 3,000 円と訂正をお願いしたいと思います。

繰越理由の中の数字も変更となりますので、よろしく申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

【西村教育長】 今の訂正、よろしいですか。小学校費が 114118、中学校費が 48773 ということでございます。

それでは、次に、日程第 6、報告事項に移ります。

報告事項①、令和 2 年第 2 回野洲市議会定例会代表質問・一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。

杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 それでは、報告事項①、令和 2 年第 2 回野洲市議会定例会代表質問・一般質問の内容と答弁の要旨について、ご報告いたします。

ちなみに、議案質疑はございませんでした。

まず報告事項の 2 ページをお開きいただきたいと思います。個々の質問についてはかい摘んでご説明をいたします。また、重複した質問などを割愛いたしますので、よろしくお願いいいたします。

まず代表質問からでございます。

まず、共産党の工藤義明議員からの代表質問でございます。これは教育部長から答弁をいたしました。1「市政全般について」、①教育問題について。内容につきましては、学校運動場の水はけ対策についての質問でございます。運動場の水はけ対策の必要は認識しているが、小中学校施設の大規模改修工事などを控えていることから、優先順位を見定める必要があり、現時点では改善対策の予定はありません。

続きまして、保守協商、田中陽介議員の質問です。これは教育長から答弁をしていただきました。(1)「教育行政策について」、①一人ひとりが自ら学びを得るための最適な取組は野洲市で認められているのかについて。学習指導要領に沿えば学校がいろいろ工夫して取り組むことができます。子どもたちの実態を踏まえてより良いと思われることにどんどんチャレンジしていただけたらと考えています。

②学校組織の運営方法についての議論の場について。本市では月 1 回の校長会や夏の管理職研修会などで必要があれば議論をしています。また、各学校には運営委員会があり、学校組織の在り方などについて毎年議論されています。教員で小グループをつくり、その中でリーダーが研修を進めていく O J T 研修というのを進めています。また、学校運営では小学校の高学年で一部、中学校のような教科担任制を取り入れるなどの工夫があります。

③教育現場での互いの尊重と共生について。一人ひとりの違いを認め、違いがあっても当たり前、違う人と何とかうまくやっていく術、社会性を学ぶことを大切に、自分とは違う考えでも、みんなで決めたことは守るなど民主主義を学ぶ場でもあると考えています。

④幼小中一貫教育のサポート体制について。中主中学校区では幼稚園、小学校、中学校で統一した大きな教育目標を立てて、校・園とあやめ保育園の取組みは行事が一覧できる中主学区カレンダーを作成し、全校・園の家庭などに配布をしています。ここには地域や学校応援団の関わり、保護者の育て方のヒントあるいは関係機関の情報が満載されています。教育委員会はサポートはもちろん、連携の在り方の助言を行うなど、他の 2 中学校区のモデルとなるよう支援をしています。

みらい野洲、山本剛議員の質問です。教育長から答弁をしていただきました。

(1)「教育方針について」。①家庭訪問型学習支援体制の具体的な内容について。訪問型学習支援は、小中学生の学校復帰、社会的自立につなげるため、ベテラン指導員が家庭に出向いて支援を行うものです。具体的には校長の依頼に基づいて教員免許を持つ訪問教育指導員がペアで児童生徒宅を訪問し、学校復帰、社会的自立に向けてのきっかけづくりを目的に、学習や生活の改善、教育相談など様々な支援を行い、保護者支援も含まれます。支援する中で不登校の要因が家庭にある場合、SSWや家庭児童相談室、市民生活相談室などの関係機関につながります。今ある様々な支援制度を利用して背後にある問題の解消に努めます。また、支援の時間と回数は一人1回概ね3時間以内で週1回を原則として学校の出席日数にカウントします。

②道徳教育と人権教育の違いと教職員の仲間づくりについて。道徳教育と人権教育の違いは、例えば、神秘的なものを恐れ、おののくという畏怖の心と国を愛する心、この2点は道徳特有のものであります。一方、人権教育固有のものは優しさや思いやりという心の持ちようだけでは解決できないことに対して、今ある社会の仕組みをつくり変えていくことです。例えば、駅や道路のバリアフリー化を進めることやいじめや差別を禁止する法律などをつくることです。

③学校の様々な問題に対する初期対応や組織対応のマニュアル改定について。いじめについては野洲市いじめ基本方針が令和元年11月に改定しています。登校や行動問題については、県の学校教育の指針をもとに毎年初期対応や組織対応について確認しています。教職員の不祥事や体罰防止については、県の体罰防止マニュアルや通知に沿って対応しています。

4 ページ、矢野隆行議員の質問です。これも教育長から答弁をしていただきました。(1)「教育方針について」。①地域連携の仕組みについて。市教育委員会では青少年育成市民会議や各学区の青少年育成会議と日常的に連携をしています。そして、はつらつ野洲っ子育成フォーラムや愛の声かけ運動などの取組みや定期的な学校・園、所務との会議や合同研修会など青少年の健全育成に関わる様々な取組みを進めています。また学区のコミセンでは、地域子ども教室を開催しています。ここでは子どもたちに芋ほりや料理、パソコンやスポーツなどの体験学習の機会と指導していただく地域の大人との世代間交流の場を提供しています。さらに、地域の皆さんに得意分野で学校教育を応援していただき、学校応援団事業などを進める中で、地域連携は大きく進んでいきました。

②学校・園の重大ないじめ対策について。野洲市いじめ防止基本方針を改定し、児童生徒が連続3日欠席したら家庭訪問、5日欠席でその分析や対策を話し合うケース会議を行うこととしました。そして、欠席理由にいじめが隠されていないかの検討や初期対応が遅れることが無いよう取り組んでいます。

③子どもの家庭や地域での過ごし方について。子どもたちの家での勉強の仕方をアドバイスする家庭学習の手引きを配ったり、学校毎に家庭学習頑張り習慣などを設定したりして、学習習慣の定着に取り組んでいます。

⑤教員に求められるICT教育への対応について。教育研究所を中心に様々な研修を組んできました。今後もさらに活用を高められるようICT研修講座などの充実を図っていきます。

⑦働き方改革について。教職員の月当たりの超過勤務時間は平均2時間短くなりました。しかし、国が示しているガイドラインの超過時間月45時間を超える教員が半数を超えています。具体的な改善策として次の5点を実施しました。1、大型モニターやデジタル教科書などの情報機器の導入と学校徴収金のオンライン決済の導入、2、野洲市中学校における部活動方針を策定、3、英語支援員の全小学校への配置とスクールサポートスタッフの全配置、4、地域学校協働活動推進事業との連携による学校応援団事業の拡大、5、夏季休業中の実質9連休の実験、6、令和2年度には校務支援システムを導入し業務の効率化を図ります。

次、8ページ、東郷克己議員の質問でございます。これも教育長から答弁をしていただきました。(1)「教育について」。
①自ら考え判断するための取組みや工夫について。一般的に授業では、先生の投げかけに対して初めに一人で考えを整理する時間を持つようにしています。次に、ペアや小グループで自分の考えを友だちと交流する中で、考えを深めたり広げたりするよう活動しています。こうした取組で自分たちで考える楽しさを実感できるようにしています。また、そのことで自分の考えを相手に伝える力や他者の考えを汲みとる力をつけられるようにしています。さらに、学級会などで話し合っただけでクラスの課題を解決していく機会を大切にしています。

②家庭訪問型学習指導の際、留意すべきことなどについて。現在考えている留意点は次の4点です。1点目は訪問する前に対象児童生徒とその保護者について学校から丁寧に聞き取りを行います。これは指導員やカウンセラーコーディネーターなどがチームで情報収集、分析を行い、支援策を共通理解してから支援に臨むためです。2点目は対象児童生徒だけでなく保護者もどうしてよいか分からない状況にある場合も考えられます。そこでは、まず寄り添い全て受け入れることから始め、決して焦らないことです。3点目は支援していく中で不登校に至る要因の中に家庭や生活上の様々な課題が見えてきたときは、家庭児童相談室や市民生活相談かなど関係機関につなぐことです。4点目はトラブルを避けるためにも、訪問は複数の指導員で行います。

③SSWやSVの活動担当あるいは関与などの範囲、意見や情報共有の方針について伺うについて。本市では、6名のSSWが巡回して福祉の視点で学校を支援しています。2ヶ月から3ヶ月に1回の合同会議を行い、支援の共通理解を図るとともに、力量アップのためにSVによる研修や助言を受けています。SV(スーパーバイザー)はこれとは別に深刻な事例の直接支援を行っています。

④教員研修や家庭と学校の連携策について。いじめや不登校などについては年度初めに教職員全員研修を計画し、各校でも研修を実施しています。研修も工夫し、小グループでベテラン教員から若手教員が教育の技を学ぶというOJT研修の体制づくりを進め、教員の資質向上を図ります。家庭と学校の連携については、家庭学習の手引きや家庭学習強化

週間について引き続き丁寧に説明し強化を図ることが重要と考えます。

⑤余熱利用施設を利用した水泳教室について。温水プールでの水泳学習は野洲小学校をモデル校として実施します。プール専属のインストラクターと教員が協力して授業をすることで、よりきめ細やかな水泳学習を行うことができます。屋内プールであるため、計画的な学習ができ、児童の身体的負担を軽減することが期待されます。さらに、水温測定や塩素濃度調整など維持管理業務もなくなり、教員の負担を軽減することができます。

11 ページ、自民創政会、北村五十鈴議員の質問です。これも教育長から答弁を頂きました。「令和時代の教育について」。ちょっと飛ばしますが、⑧子どもたちの読書時間について。平成 21 年度から実施している野洲市読書調査の結果では、この 11 年間では大きな変化はありませんでしたが、全般的に中学校の不読率が高いことが課題です。また、平均の数値は変わらないものの、二極化がこの数年進んだのではないかと感じています。

次 12 ページまで飛びます。⑩読書時間が学力低下と連動していると考える根拠を疑うについて。読書時間と学力を直接調査した資料がありませんので、この二つの連動は学校現場での推測です。全国学力・学習状況調査によりますと、小説や伝記、新聞など幅広い読書をする生徒ほど読解力の曲線が高いという結果が出ています。

⑪子どもたちの図書室の利用状況・推移について。利用状況の調査や数値化はしていませんので、推移は分かりません。また、図書室だけでなく学級文庫を整理したり、野洲図書館の出張貸出しを利用したりしている学校もあります。

⑭各学校の図書室の本不足について。国は学校図書館の整備目標の蔵書の基準を定めています。その蔵書率を満たしている学校は小学校で 4 校、中学校で 1 校です。残り 4 校を中心に今後も蔵書率の向上に努めていく計画です。

次に、一般質問の内容と答弁の要旨でございます。

13 ページ、日本共産党、東郷正明議員の質問でございます。これは教育部長から答弁をいたしました。(1)「就学援助の入学準備金の認定基準について」。①非認定者の対応について。4月に小学校入学予定者の申請については、平成 30 年度では 19 名から申請があり、うち 18 名が認定されました。

②基準日の設定について。入学前支給の算定は、基本的に令和元年度であれば平成 30 年度中の所得により決定するため、当該児童の年齢は 12 月 31 日を基準とすると、4 歳または 5 歳であり、入学前支給の判定については差異はありません。

③制度対象世帯の明示について。これは「お知らせ」という質問でございます。生活保護基準などを示すと逆に分かりづらく混乱が予想されますので、毎年 2 月に学校を通じて配布するお知らせには、所得の参考基準額として家族 3 人及び 5 人の構成の例を示しています。また、4 月から小学校に入学される児童にも配布をしています。

次、14 ページ、公明党、津村俊二議員の質問です。これは教育長から答弁を頂きました。

(1)「プログラミング教育について」。4 月から導入されるプログラミング教育について、全ての小学校で文部科学省が示す最低限の指導体制や準備はできていると回答しました。

②野洲市のプログラミング教育の指導体制について。プログラミング教育の実践経験が少ない教員が多いのが課題であると認識しています。昨年の夏季休業中にプログラミング教育の研修を行っています。来年度は滋賀県総合教育センターの研究指導主事や先進地である草津市教委のICT教育スーパーバイザーを招いての研修会を開催する予定です。

次、15 ページ、橋議員の質問です。(1)「本市の総合型地域スポーツクラブについて」。これは教育部長から答弁をいたしました。16 ページの③、総合型地域スポーツクラブの現時点での達成度について。野洲市スポーツ推進計画で総合型地域スポーツクラブの会員数の令和2年の目標を1,500人としています。策定当時の加入数が1,300人だったのが、令和2年1月31日までの会員数が1,552人で目標を達成しており、地域のスポーツ振興が図られています。

④本市の総合型地域スポーツクラブの課題と対応策について。まず、課題として指導者やボランティアスタッフの確保が挙げられます。対応策としては、様々な団体との連携の中で、ボランティアスタッフなどの募集の発信を行っています。また、スポーツ団体が競合して施設が確保できずに定期的な事業実施が困難な状況となると思いますので、日程や会場の変更などの苦勞をさせていただいています。

(2)「本市の学校現場におけるクラブ活動及び部活動について」。これは教育長から答弁を頂きました。①部活動の顧問が負担となっているかについて。野洲市では、野洲市立中学校における部活動の方針を定め、週2日の休養日の設定や平日は2時間、休業日は3時間程度の活動時間、朝練習は原則行わないなどの方針を出して教員の負担軽減に努めています。

③学校部活動と地域スポーツクラブの関係について。現在一つの中学校でバトミントンの外部講師として野洲ほほえみクラブから指導に来ていただいています。このほか、部活動以外に総合型地域スポーツクラブで活動している生徒もいます。

次に17 ページ、日本共産党、野並享子議員の質問です。これは教育部長から答弁をいたしました。(1)「子育て支援策について」。①中学校の給食費の負担は幾らなのかについて。令和2年度学校給食負担金の中学校の額は6,385万5,000円です。月額4,300円、1食の単価が271円。質問の趣旨は、少子化対策の為、中学校給食を無償化すべきということで、する予定はないというふうにお答えをいたしました。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 二つ質問をさせていただきます。

一つは田中議員の質問で④です。幼小中の一貫教育のサポート体制についてで、中主学区は幼小中の3校で一貫教育を教育目標にしており、その具体例として中主学区共通のカレンダーをつくっているということですが、一貫教育ということで、その具体例と一緒に

カレンダーを作っていますというのではちょっと寂しいと思うのです。それぞれのカレンダーをつなぎ合わせて幼小中一緒に載せましたということだけではないのでしょうか。一貫教育という限り、もう少し先進的な具体例がないのかということを知りたいと思います。

それから、橋議員の部活動のところで部長さんが説明を飛ばされました部活顧問のなり手不足についての答弁です。校務分掌で割当しているからなり手の不足はありませんと。何か答弁としては変だなという感じを受けます。本質は、それぞれの教員が負担に感じずに前向きな姿勢で顧問になっていただいているかどうかで、それぞれ先生に割当しているからなり手不足はないということですが、それについても説明をお願いします。

以上です。

【西村教育長】 渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 今の2点の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の田中陽介議員の小中一貫教育の中主学区の取組みということですが、具体例として中主学区カレンダーを上げさせていただいたのですが、その中身というのは、実はその中に幼小中12年間を見通した家庭での子育てのポイントであるとか、15歳の時に、こういう姿の子どもになることを目指して幼稚園時代から子どもたちを各段階でこういうふうに育てていきますであるとか、学習スタイルにつきまして、小学校・中学校9年間を見通して中学3年生の卒業時に、こういう学力をつけていきたいので、9年間見通してこういうふうに子どもたちを育てていきますであるとか、そういうものをこれまで中主学区で取り組んできました。そういうものをそれぞれ個別に今までは保護者のほうに出していたのですが、個別に出しているのでは、せっかく決まったものが1年間保管されていないとかということになりますので、いろんな取組みを一つのカレンダーにまとめて提示していくことで、家庭の中で1年間通して活用し周知していけるのではないかとということで、具体的な例としてはカレンダーを上げさせていただきました。

ほかに、例えば職員と一緒に合同の研修会を計画的にするとかそういうふうなことをずっと積み上げてきた中で、今年度から教育目標を幼小中統一したものを掲げて取組をさらに進めていただいているところです。

もう一点の部活動の顧問の負担ということですが、基本的に中学校の教員が全ての教員で全て部活動の顧問を分担するということは、中学校の教員になったときには、それは承知していることかと思えます。

ただ、自分の専門性のある部活動の顧問になれるかなれないかというのは、それぞれ学校の事情にもよりますので、専門性がなくても部活動指導をしていかなければならないという教員の負担があるかと思っております。

ただ、どの学校も複数で部活顧問を配置することで、例えばそのような負担を少しでも減免するとか、あるいは例えば土日なんかには部活動になかなか出にくい家庭状況の教員もいますので、複数配置をすることでその辺の負担を軽減していけるようにという工夫は各校でしているところです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 説明をお聞きしてももうひとつしっくりこないのが率直な感想です。幼小中がシームレスにつながっていく、具体的に学区内の授業参観の頻度が多いとか小学生と中学生の互いの交流がもっと緊密に、活発に行われているというイメージを持つのですが。それが具体例としてカレンダーと言われると、何かピンと来ないというか、背景には今説明があったようなことがあるとは思いますが、具体的な例の一番に挙がってくるのがカレンダーなのかなと私自身は思います。

それから部活動ですが、確かに教員となったときに部活動の顧問もすると、そういう理解はあるのだと思いますが、この質問も極めて簡単に書かれており、どういう意思を持って聞かれているのか分かりませんので、質問に対して割当しているからなり手が少なくなることはないという、質問と答弁がちょっとちぐはぐな感じで、何か言葉足らずの答弁になっているのではないかという感じを受けます。

以上です。

【西村教育長】 負担に関しましては私が答えたのは、負担感はないということはないというお話をさせてもらいました。さっき渡邊次長からありましたように、例えば野球をやった人がバレーボールの顧問にならざるを得ないというふうな意味では負担感を持っておられるかと思いますが、業務上、そういう分担をしますので、それはある程度仕方ないことかなと思っています。

それから、さっきの幼小中の一貫教育の部分ですが、例えば中主がキャリア教育でかなり県内でも先進的な取り組みをずっとされています。中主中学校区としてキャリアでということ、小学校もそれに合わせて今度から修学旅行をキッズニアでいろいろな仕事の体験を子どもたちがするというふうな方向を打ち出したというような工夫をされています。そんなこともあるのかなと思います。

ほか、どうですか。よろしいですか。

荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 すみません。勉強不足で教えていただきたいのですが、津村議員のプログラミング教育についてです。

答弁の中では、最低限必要な指導体制が整えられているとお答えのようですが、最低限必要な指導体制というのはどのようなものを言うのかを教えていただきたいのと、野洲市としまして、このプログラミング教育の現場の先生方の思いですとか熱意は、どんなものかなと、それと市としてこのプログラミング教育をどのように進めていこうとされているのか年次計画、見通しとかを推進していくうえでの体制みたいなものはどのようにお考えなのかを教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 すみません。国が示す最低限必要な指導体制というものは、特に正確にはお答えできないのですが、野洲市として整えているものにつきましては、今年度、

コンピューター教室のコンピューターをすべて 8 月に入れ換えましたので、そこにプログラミング教育が実施できるソフトのほうも入れさせていただいています。

教員のほうにつきましては、実際にやっていかなければならないので、研修などもしながらやっていこうという思いと考えています。具体的に先生方から聞き取ったわけではないので、ちょっと現段階ではこれぐらいしかお答えすることができません。

市の体制としては、先ほどお答えしました新しく出たパソコンの中にソフトを入れていくことであるとか、あるいは小学校のこの単元でこういうプログラミング教育ができるというものを例として示させていただいています。それから、全ての学校で公の研修会に教員が参加して、それを伝達講習するという形で各校に広めるということがありますので、それを活用したり設定させていただいたりしています。

それから、三上小学校では、これまで ICT 教育のモデル校として取り組んでいただいていますので、直接のプログラミング教育ではないかもしれないのですが、ICT 機器を使った授業公開について 2 月、複数回していただいたりしましたので、そういうものを参考にさせていただけるかなと思っています。

以上です。

【西村教育長】 文科省が示す最低限の指導体制に関する調査は、文科省は各学校に「最低一人指導できる教員はいますか」というふうな調査です。各学校には一人以上はおられますので、本市ではオーケーと返事したということでございます。文科省、たくさんの指導体制を求めているようではないようです。

荒川委員、どうですか。

【荒川委員】 ありがとうございます。プログラミング教育は ICT 教育とはまた違う、論理的思考をしていくということがベースになっていますので、何かソフトを入れた、コンピューターを入れ換えた、だけど、それをプログラミング教育に活用していくというところがやはり課題かと思いますが、先生方の負担にならないようにお願いします。また、これから保護者の方々もすごく期待している話題の教育ですので、野洲市として年度末にはこうゆうようなことができたとか、次の年にはこういうことをしていこうというような見通しがあれば、先生方も少し気持ちが楽になって指導できるのではないかなと感じています。ぜひとも野洲市はいろんな ICT に関連した工場もありますし、そういった所も活用しながら充実した取組みができたというふうに願っているところです。よろしく願いいたします。

【西村教育長】 ほかに。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 2 点ございます。まず 1 点が先ほどの幼小中一貫教育のサポート体制なのですが、私自身が中主学区なので知っていることでお伝えできればと思います。

例えば、55 交流と言いまして、5 年生の子と 5 歳児、年長の子が定期的に交流を深めて、その後、年長の子が入学したときに安心して学校に行けるような体制をされています。

小学校と中学校の交流としては、中学生の子が定期的にあいさつ運動などを小学校のピロティ前でされていたりとか、この前の中 3 の子が音楽祭で一番評価されたクラスのお子さんたちが小学校に出向いて歌を披露されたりとか、そういった形で学校、大人とかがどうこうとかではなくて、要は幼小中の子どもたちが各々がふれあう環境を作られています。

私もこの教育委員会に携わる前に評議員を何年間かさせていただいているのですが、幼小中の校長、教頭、評議員等が夜に定期的集まって、いろいろこれからの中主学区をどうしていけばいいかという会議を行っていましたし、幼小中の一貫教育サポート体制がどんどん強まっていく中で、先生方だけじゃなくて、実際中主の方が役割分担を持って行動していこうという体制は実際作られて動かれている状態です。

もう一つお伺いしたいのが、今回二つ目がスポーツセンターの温水プールの水泳、インストラクターの方も活用されるとのことですごく素敵だと思うのですが、授業 1 時間目から 2 時間目の間だったら着替えて校舎からプールまで移動されてという、短時間で移動が済むのですが、今回学校からスポーツセンターまで移動されるとなると、例えば 1 時間のプールのためにトータル移動等も含めたらどれぐらい見込まれたりしているのか。もしかしたら 1 時間のプールで 2 時間分把握されていたりするのかなど、その辺を教えてくださいと思います。

【西村教育長】 川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

具体的な時間配分、今手持ちでないのですが、1日3コマでおっしゃるように、1時間ではことは足りませんので、学校授業の3時間分をワンセットにして移動、施設のほうで更衣をして、授業が60分、そしてまた更衣をして帰ってくるようなスケジュールにはなっております。

【西村教育長】 よろしいですか。

【南出委員】 はい、ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかに質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。報告事項②、中主小学校及び野洲北中学校の工事概要について、事務局より説明をお願いします。

中塚課長、お願いします。

【中塚総務課長】 報告事項②ということで、中主小学校及び野洲北中学校の工事概要について報告させていただきます。

報告事項の18ページからでございます。中主小学校と野洲北中学校については、去る11月議会で契約議決のほうを頂戴しまして、既に現場のほうは始まってございます。工事概要として、中主小学校の工事の概要、各校舎1番、2番、3番、4番で増築校舎、旧館校舎、体育館、新館校舎、それぞれの床面積と機能を書かせていただいております。

20ページのほうには、野洲北中学校の工事概要ということで、同様に1番、2番、3番、4番で増築校舎、南館校舎、北館校舎、体育館、それぞれ床面積と機能のほうを書かせてい

ただいています。

改修の内容の主なもの、特にこれまでの大規模改修とはちょっと違う、もうちょっとグレードアップしているところを書かせていただいております。中主小学校のページと野洲北中学校のページ、記載内容は大体似ていますが、まず主な改修内容は下記のとおりということで、一つ目が電灯が全てLEDになっています。前回の平成22年から25年ぐらいまで篠原小学校、三上小学校、野洲中学校と大規模改修させていただいているときは、トイレ等だけがLEDだったのですが、今回、普通教室、体育館の照明についても全てLED化させていただいています。それから普通教室、特別支援教室の黒板については、上下可動式ということで、前回の整備では特別支援教室のみ上下可動式だったのですが、今回は普通教室でも全て上下可動式にさせていただいて、学校さんの仕様では、教壇の前に黒板を書くときに1段高い教壇みたいなものを置いておられるのですが、上下可動式にすることで、その教壇をなくするというような学校もおられるようです。

それから、大型表示装置天井吊り込みというのは、平成30年度に整備させていただいて、学校ICTの大型モニターのほう、今現在、代車で床の移動をしているのですが、それを全て教室のほうの天井からぶら下げるような形でさせていただこうと思っております。

トイレについては、古い学校は湿式でタイルで水を撒いて清掃するようになっているのですが、全て乾式ということで、ビニールクロスみたいな形で床を張って拭く形でモップ掃除のみに変更させていただいております。それから、手洗いと断じの小便器は全て自動センサーで水が流れるということで改修を進めております。

防犯カメラは、校舎の出入り口、それから正門で正面玄関、あと昇降口等、主な出入り口、防犯カメラの設置と緊急時等も含めて各教室と職員間に内線電話を連絡できるように考えております。正面玄関のインターフォンとオートロック錠というのは、例えば野洲小学校さんとか祇王小学校さんは既についていますが、今回の改修に合わせて中主小学校と野洲北中学校にも全て設置させていただく予定です。

校舎の配置の平面図で今現在、工事の対象となっているのは、それぞれ赤色の部分になっているのですが、今現在の進捗状況は仮設校舎が中主小学校ですと校舎配置図の右下のほうになりますが、実施ということで2月設置予定と書かせていただいているのですが、実際は少しずれ込みまして3月中に完成する予定です。野洲北中学校においても元々テニスコートのところに仮設校舎を設置させていただいて、3月、もう間もなくですが、25日前後ぐらいで全て引っ越し作業をさせていただきます。中主小学校の場合は春休みで旧館校舎の機能を仮設校舎の1期のほうに移します。春休み以後、旧館校舎が空っぽになりますので、こちらのほうが具体的に工事が始まる、このような形です。野洲北中学校においても仮設校舎へ3月末で引っ越しをさせていただいて、南校舎、職員室があるほうの棟の機能を仮設校舎に移して、南館校舎の大規模改修を開始する形で考えております。

3月23日に教育委員会の臨時会をさせていただくのですが、お時間がある委員さんにおかれては、現地見学に伺おうと思っておりますので、ご参加のほうよろしくお願ひします。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 工事の今後の進捗の見通しなのですが、私が仄聞しているのでは、今回のコロナウイルス感染の影響がいろいろなところで出ていて、建設事業にも大きな影響を与えていると。具体的に、例えばダイキンの空調設備、TOTOの衛生機器あるいはリクシルの建築資材や台所機器類も部品が中国で作られており、部品が入ってこないと言賀県の工場で作られる完成品に影響や遅れが出ているという話を聞くのですが、小中学校の改修工事への影響はどのように考えておられるのかが1点目。

それから、細かい話ですが、先ほど説明があった上下可動式の曲面黒板。黒板という限りこれは従来のチョーク黒板を使われるということですか。何かそういう時代ではないような気がするのですが。今だったら電子ペンで書いてボタンを押すと全部消えるとか修正できる白板、環境面から言ってもチョーク黒板の時代ではないと思いますが、見解をお聞きます。

以上です。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 今回の新型コロナウイルスの関係で実際のところ、メーカーさんから先ほどおっしゃいましたダイキンさんと、あと衛生器具さんでどこかちょっと忘れたのですが、2社ほど既にこの納品については難しいということで教育総務課までお伺いされたメーカーさんも実際おられます。今回、中小企業庁さんのほうからも今回のコロナウイルスで例えば材料が入らないであるとかそういった場合は当然、企業さんには瑕疵はございませんので、工期の延長、それから工事の一時中止命令等を出して、そこら辺は十分配慮するよということ国からも通達がございます。

実際のところ、仮設校舎までは全然問題なく進んでおります。今現在、増築工事のほうを着手するのですが、そこまでも今現在、材料面では何ら問題はございません。多分、衛生器具と実際の最終のほうになってくると、当然そこら辺の部分がこのメーカーのこういうのは入ってこないというのは具体的に出てくるのですが、場合によってはもともと標準品で考えておるもので代替品でできるものであれば、そういうものを利用したい、このように考えてございます。どうしても替わりがきかないものであれば、そこら辺はもう中止命令なり工事の進捗を考えない場面はどこかでは出てくると思います。

例えば、前回、東日本大震災のときでも、実際に野洲中学校のほうでは材料が二つほど、工場がつぶれて全然入らないということで、そういうのもあったのですが、実際、工事監理者さんと工事請負者さんのほうで大体の材料を具体的に知識と経験に基づいて問題ないものを選んでいただいて工事を進めたという場合もございますので、これは工事の進捗が進んでから具体的にどうなるかが進んでみないと分からないという面もございましたので、

そのときにきちっと対応はしていきたいと思っております。

それから、黒板のほうですが、電子黒板というのも何年か前ははやった時期はあるのですが、今現在はもう大型モニターで済むということで、黒板と大型モニターの両方で教室の運営はされておられるように伺っています。一時、ホワイトボードで、サインペンみたいなものをするというお話もあった時期はあったのですが、やはりランニングコスト等、チョークのほうが安いということもあって、黒板のほうでということで打ち合わせのときはそのように進めたという検討の経過もございますので、黒板ということでさせていただきました。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 工事の進捗については、今後のコロナウイルス感染がどのように動いていくのかで当然変わってくると思いますが、いずれにしてもそれぞれ新しい校舎での授業に影響が出ないように、できるだけ前もって見通しを立て、工事進捗に影響がないようにお願いしたいと思います。

黒板の話ですが、現場がやりやすいようにされたらいいと思いますが、子どもたちにとって、チョークの粉が飛ばない環境のほうがいいのではないかと思います。私の意見として申し上げます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和 2 年度学校における働き方改革の取組方針について、事務局より説明をお願いします。

渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 報告事項③で学校における働き方改革の取組方針を上げさせていただいているのですが、本日につきましては報告事項から取り下げさせていただきたいと思っております。これにつきましては、4月の定例教育委員会で改めて出させていただきます。よろしく申し上げます。

【西村教育長】 取り下げということですか。

それでは、次に移ります。

報告事項④、令和 2 年度保育園（所）・小学校・中学校入学（園）式の日程について、事務局より説明をお願いします。

渡邊次長、お願いします。

【渡邊教育部次長】 報告事項④、令和 2 年度保育園（所）・小学校・中学校入学（園）式の日程についてご説明申し上げます。

小学校の入学式は 4 月 10 日午前中、中学校の入学式は 4 月 10 日の午後から開催予定であります。

また、幼稚園につきましては 4 月 14 日、こども園、公立保育園については 4 月 7 日に入

園式を行う予定であります。

教育委員の皆様にはご臨席のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただし、今般の状況によりまして入学式、入園式を縮小して実施する場合もあります。その場合、教育委員の皆様には、また別途連絡させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和 2 年度「野洲市通学路交通安全プログラム」について、事務局より説明をお願いします。

小池出席参事、お願いします。

【小池学校教育課主席参事】 学校教育課、小池です。

それでは、令和 2 年度「野洲市通学路交通安全プログラム」についてご報告させていただきます。

別冊で配布しております令和 2 年度「野洲市通学路交通安全プログラム」を、野洲市通学路交通安全対策推進会議において策定をいたしました。これについての報告でございます。

報告事項の 34 ページ、35 ページをご覧ください。交通安全プログラムの概要について 2 ページにわたってまとめておりますので、これをもとにご説明をさせていただきます。

平成 24 年に通学時に児童が死傷するという交通事故があったのを期に全国的に通学路の点検が行われ、本市においても平成 24 年 7 月に緊急合同点検を行っております。そして、平成 28 年 3 月に「野洲市通学路交通安全プログラム」を策定しまして、以降、毎年、当該プログラムに基づく点検と見直しを行い、ハード対策とソフト対策両面で児童生徒の通学における安全確保に取り組んでおります。

まず、通学路交通安全対策推進会議の開催状況でございますが、これにつきましては、国道、県道、警察、小中学校 9 校の代表者、小中学校 9 校の P T A の代表者と各小学校区別の自治連合会の代表者、県のほうで委嘱されております学区ごとの近江通学路交通アドバイザーの方に参加をいただいております。

活動状況につきまして、昨年、7 月に第 1 回推進会議を開催した後に、各小学校区別の合同点検を実施しております。それをもとに本年 1 月 30 日に第 3 回推進会議を開催し、このプログラムを策定したものでございます。

推進会議の取組方針につきましては下の図のとおりで、P D C A サイクルを回してまいりまして、合同点検の実施、対策の検討を行った後、対策を実施、対策効果の把握検証を行っております。すみません。ちょっと訂正をお願いいたします。アクションのところ「事業の改善・充実」と書いてあります。これは「対策の改善・充実」でございます。この 1 点修正をお願いします。交通安全対策について検討実施、それと把握検証をしながら

改善、充実というサイクルを1年かけて回しておるものでございます。

次のページ、対策必要箇所とハード対策完了箇所の推移がございしますが、対策必要箇所は年々増えております。今年度は113か所。対策完了箇所数については、今年度末で55か所ということで、昨年度から4か所増加しております。

令和2年度のプログラムのまとめとしましては、昨年5月に大津市で園児が巻き込まれる痛ましい事故が起きました。また、昨今、高齢者ドライバー等の操作誤りによる交通事故も頻繁に起きています。このようなことから予期せぬ事故の可能性を認識し、今年度新たな視点での課題の洗い出しを行いました。そのため、毎年、着実にハード対策を講じておりますが、対策必要箇所も同様に増えている状況です。今後、危険度の高さ等を考慮し、優先順位をつけながらハード対策とソフト対策を講じ、通学路の安全確保を推進するものです。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、野洲市総合体育館トレーニング室機器の更新について、事務局より説明をお願いします。

水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 報告事項⑥、野洲市総合体育館トレーニング室機器の更新についてご報告申し上げます。

トレーニング室の存続につきましては、これまでの本会議におきまして使用料の改定と機器の厳選・更新と、これを前提としているところは既にご承知いただいているところでございます。この機器の厳選と更新につきましては、ご覧のとおり、トレーニングの中身はシンプルにしますが、その中で足に重点を置きつつ、かつ各部位にバランスを保つように考えております。この内容につきましては、去る3月16日に開催されましたスポーツ推進審議会でも報告をいたしました。

なお、使用料の改定に伴う条例改正案は過日の市議会、文教福祉常任委員会で否決となりました。明日の市議会本会議での採決により決まりますが、結果によってはこのトレーニング室の存続の方針そのものを変更しなければならないことがございます。

以上、報告といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今回の説明、よく聞こえなかったのもう一度お願いしたいのですが、この前の教育委員会で説明をしていただいた使用料の案が否決された、それとも可決されたとおっしゃたのですか。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 スポーツ施設管理室の水野です。
委員会で否決されました。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 正確には常任委員会のほうで否決すべきものという判断をいただいたということです。ですから、多数決で否決のような形になるのですが、否決すべきものということで本会議で諮られるということです。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 委員長報告が本会議でされるわけですよね、委員長報告がひっくり返ることがあるのかどうかということがありますが、委員会で否決するに至った議会の理由は何なのでしょう。

【西村教育長】 水野室長、お願いします。

【水野スポーツ施設管理室長】 使用料条例で一般の場合ですと、200 円を 400 円で 2 倍ということですが、この 2 倍についての議論でございます。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 2 倍が高過ぎるという話なのか、低過ぎるという話なのか。

【西村教育長】 杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 すみません、ややこしい答弁をいたしまして。

主に高齢者については減免があって 100 円になるということなのですが、高校生及び一般の方が倍になるところが共産党の議員さんは認められないということで、それで同調された方がおられて否決すべきものという形になっております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 先ほど水野室長さんが、利用料金のことだけではなくて、本会議で総合体育館のトレーニング室を存続させるということ自体が否決される可能性があるとの説明だったのでしょうか。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 すみません。存続自体否決ということじゃなくて使用料の否決という形です。

ただし、使用料を否決されますと、本来、受益者負担の原則で運営していきたいと考えておりますので、今後の総合体育館のトレーニング機器の更新には予算的に支障が出てまいりますので、トレーニングルームの在り方については否決された後、検討する必要があるのかなと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 当然、トレーニングルームの存続については予算とリンクしているので、否決されると予算の修正をしなければならないということになりますね。予算案の可決と

いいますか、それにも影響すると思いますが、そのあたりどうでしょうか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 普通でしたら予算の修正動議が議員から出てくると思いますが、その動きは今のところないようで、一般会計はこのまま通過する。先日、予算常任委員会がございまして、一般会計については通過しましたので、そのまま本会議を通過するということになります。もし変更があるということであれば、補正予算で対応するのかと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 はい、分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

田中所長、お願いします。

【田中ふれあい教育相談センター所長】 ふれあい教育相談センター、田中です。

野洲市家庭訪問型学習支援事業実施要綱の制定についてご説明申し上げます。

制定理由につきましては、先ほど議案第 27 号、野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部を改正する規則についてのところでご説明のとおり、学校にいけない又は行きにくい状態の児童及び生徒並びにその保護者を対象に新たに家庭訪問型学習支援事業を実施するにあたり制定するものです。

内容は事業の趣旨、支援の内容、支援の対象者、事業適用の申請、承認、終了の手続き、支援場所、支援の体制と支援者の業務、指導要録上の取扱い等を規定するものです。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 この件に関しまして何か質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので次に移ります。

報告事項⑧、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。

川端次長、お願いします。

【川端教育部次長】 教育部、川端でございます。

46 ページでございます。報告事項⑧、職員の任免等について。

嘱託臨時職員名簿の退職者につきまして、嘱託職員 36 名、臨時職員 183 名、総計 219 名を報告するものでございます。詳細につきましては、次ページ以降の別表をご参照ください。

次に、職員の許可、承認等一覧。分限休職承認 1 名、育児休業承認 3 名の合計 4 名を報告するものでございます。許可の期間等はそれぞれ記載のとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等ございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございませんか。

よろしいですか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、4月教育委員会定例会は4月22日水曜日、午後1時30分より人権センター、じんけん交流研修室で開催しますので、よろしくお願ひします。

次に、5月教育委員会定例会の日程についてお伺ひします。5月教育委員会定例会は、5月27日水曜日、午後1時30分より人権センター、じんけん交流研修室で開催したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議なしと認めます。

よって、5月教育委員会定例会は5月27日水曜日、午後1時30分より当人権センターじんけん交流研修室で開催しますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 了 —